

青森県報

号外第四十八号

平成二十四年
七月二十日
(金曜日)

目 次

海区漁業調整委員会

東部海区管内におけるさけはえなわ漁業の操業の禁止……(事務局)：一

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、サケを目的とするはえなわ漁業について、次とのおり操業を禁止する。

平成二十四年七月二十日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 富田由廣

一 海域
青森県東部海区管内沖合海域二 期間
平成二十四年八月一日から平成二十五年二月二十八日まで

三 対象者

総トン数十トン未満の動力漁船を使用して操業する者。ただし、調査を目的として、地方独立行政法人青森県産業技術センター内水面研究所の委託を受けて、さけはえなわ試験操業をする者を除く。

(発行所 青森市 青長・島 一行人 森目一 番一 県号
(印刷所 青森市 東二・奥 問屋 印町人 刷三丁 株自 式番 会七 社号

定価小口一枚二付十五円一錢

毎週月・水・金曜日発行